

平成 26 年度 インクルーシブ教育システム構築モデル事業 成果報告書Ⅰ
【インクルーシブ教育システム構築モデルスクール】

教育委員会名	青森県三戸町教育委員会
--------	-------------

概 要

モデルスクールの概要（平成 27 年 3 月 1 日現在）

	モデルスクール名	在籍者数	教職員数
1	小中一貫三戸学園三戸町立三戸小学校	404 名	34 名
2	小中一貫三戸学園三戸町立三戸中学校	240 名	30 名

【事業概要】

1. モデルスクールの特色（特別支援教育に関する事項）

適切な就学指導に際し、本人及び保護者との合意形成が難しいケースがあった。そのため、多様な学びの場として、通常の学級、通級による指導、特別支援学級それぞれの環境整備の充実を図り、保護者に対して十分な情報提供に努めるなど、関係者相互の連携を密にし、児童生徒にとって学びやすい環境作りを構築することが課題であった。

当該モデルスクールは、平成 25 年度から校舎一体型の小中一貫校となり、障害のある児童生徒に対して校種を超えた継続的な一貫した合理的配慮の提供が可能となった。

指導に当たる教員等は、小学校の特別支援学級担任 2 名、通級指導教室担当 2 名のほか、町単独で特別支援教育支援員 2 名を配置し、同じく中学校でも特別支援学級担任 2 名のほか、町単独で特別支援教育支援員 1 名、特別講師 3 名を配置するなど、独自の人的措置を行っている。

校内においては、小・中学校合同の校内支援会議や担当者会議の中で、特別な支援を必要とする児童生徒の実態把握や指導内容・方法等について共通理解を図りつつ、指導に当たっている。

校内支援委員会を設置し、発達障害のある又はそれが疑われる児童生徒については、保護者の同意を得て WISC-Ⅲ 知能検査を実施し、必要に応じて S-M 社会生活能力検査を実施し、隣接する町と共同運営する教育研究所内の就学指導委員会との連携も図っている。

さらに、特別支援学級における学習指導や、通常の学級におけるティーム・ティーチングによる学習支援、日常生活指導面での支援のほか、小学校においては、通級指導教室での指導、中学校においては学習進度に応じた個別指導など、児童生徒のニーズに応じた学習指導上の配慮を継続し、施設一体型小中一貫校のメリットを生かしながら、義務教育 9 年間を通して一貫した特別支援教育システムの構築に努めている。

2. 取組の概要

【教育委員会がモデルスクールに対して行った取組及び支援】

県立特別支援学校長経験者を合理的配慮協力員としてモデルスクールに配置し、児童生徒への適切な合理的配慮が提供できるよう、教職員に対して指導・助言を行う体制を整えた。

有識者からなる事業運営協議会を設立し、モデルスクールにおける各種の取組について指導・助言を受けた。

通常の学級における特別支援教育及び合理的配慮についての理解を深めるため、大学教授による児童生徒一人一人のスクリーニングと担任との相談会、障害の特性を考慮した指導方法に関する巡回相談研修会を実施した。

【モデルスクールとして行った取組】

1 学年保護者全員に対し、家庭における子供の生活面・行動面及び学習面の状況についての認識をアンケート調査し、早期に子供の特性を把握することに努めた。

小・中学校の全教員による校内支援会議を夏季及び冬季休業中に開催し、要支援・要配慮の児童生徒についての情報交換、情報共有を図った。なお、冬季の校内支援会議では、児童生徒の状況、変容の有無について報告や情報提供を行った。

校内研修会においては、合理的配慮の実例、つまりき（認知・行動面で困難さ）が見られる子供への対応について、合理的配慮協力員による講話を行った。

児童生徒のうち、特に継続して特別な支援が必要とされる者について、個別的教育支援計画や個別の指導計画の作成を行った。作成に当たっては、義務教育9年間を通して活用できる様式を活用し、合理的配慮協力員及び事業推進補助員が作成を支援した。

通級指導教室担任と通常学級担任との連携強化、具体的な配慮事項の実践と子供の変容を把握する合理的配慮補助員（子供サポーター）の設置などにより、多様な学びの場の整備・充実に努めた。

合理的配慮協力員による通常の学級、特別支援学級、通級指導教室の授業観察の計画的な実施、必要に応じた学習障害や社会適応スキルに関する諸検査の実施と分析指導を行った。

学校管理者と合理的配慮協力員との事業推進検討会において、学校側が感じる課題等について、合理的配慮協力員が専門的な見地に基づく指導・助言を行った。

入学予定者が在籍する幼保施設職員と、モデルスクールの低学年担任教員や教務主任との情報交換会の場に合理的配慮協力員も参加し、就学前後の指導方法などについての情報交換を行った。

各モデルスクールの教頭、教務主任、特別支援教育コーディネーター、特別支援学級担当教員などの実務者と合理的配慮協力員との間で話合いの機会を設け、学校全体で児童生徒を育てる意識作りを心掛けた。

3. 成果及び課題

(1) 成果

各種の全体研修会の実施により、本事業の意義や考え方の理解が教職員の中で深まり、一人一人の子供に応じた合理的配慮や学習指導、学級経営に有意義であると考えするなど、インクルーシブ教育についての理解が促進できた。

本事業の「インクルーシブ事業委員会」が学校組織に位置付けられ、各種の会議が定期的に開催されてきたことは、教職員にインクルーシブ教育の必要性が認識されてきたものであり、委託事業終了後も持続可能な組織作りにつながるものと考えられる。

合理的配慮協力員のコーディネートにより、通級指導教室担当者と対象児童の属する通常の学級担任との相互連携が図れたことで、多様な学びの場の充実につながった。

「個別の指導資料」の作成について、小中一貫した学習指導・生活指導に生かすことができると思う教職員の割合が増加した。

低学年を中心とした多様な学びの場の充実と十分な情報提供に努めたことで、就学指導に関する合意形成が図られた。

(2) 課題

更なるインクルーシブ教育の充実・促進のためには、家庭・地域における啓発が必要である。

モデルスクールの小学校には通級指導教室が設置されているが、7学年進級（中学校進学）と同時に通級による指導教室が受けられなくなることから、円滑な接続を配慮した指導体制の構築が求められる。